

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン前部軸受台シールドカバー内に結露の発生が認められたため、当該部を点検・清掃及び対応検討	D	
2	3号機	タービン建屋換気空調系南側給気空調機出口風量変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
3	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ建屋計装用空気除湿装置切替において、「差圧大」警報の発生が認められたため、当該除湿装置を点検・修理	D	
4	4号機	廃棄物処理建屋所内空気系工事用空気元弁の閉止プラグ外れが認められたため、当該プラグを取付	D	
5	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）油タンク制御盤蓋止めネジに外れ（16個中12個）が認められたため、当該止めネジを取付	D	
6	4号機	油ドレンファンネル（非常用ディーゼル発電機（A）室）に詰まりが認められたため、当該ドレンファンネルを点検・清掃	D	
7	5号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系液体窒素蒸発器温度調整弁に動作不良（10%開で固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	6号機	起動領域中性子束モニタ（G）記録計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該計器を点検・修理	C	
9	6号機	廃棄物処理建屋中央操作室換気系空調機の圧縮機（No. 2）に起動不良が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
10	集中環境施設	雑固体廃棄物減容処理建屋排気筒サンプルガス入口温度指示計スイッチに動作不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
11	その他	電気機器類保管倉庫月例パトロールにおいて、倉庫内保管中の機器（主発電機サージアブソーバ）から油のにじみが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで